

人権擁護委員制度をご存じですか

人権擁護委員制度とは、法務大臣から委嘱されたさまざまな分野の人たちが人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮し、擁護していくことが望ましいという考えから発足した制度です。

人権擁護委員は民間ボランティアであり、人権擁護委員法に基づき、皆さんが人として幸せな毎日を送っていくための権利「人権」が侵害されないよう常に注意を払い、人権が侵害されたときは、被害救済のため速やかに適切な処置を取り、また、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動を行っています。うきは市でも9名の人権擁護委員が、皆さんの人権を守るため日々活動しています。

家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



＜うきは市特設人権相談所＞

◇会場・相談日（9時～15時）

◆うきは市総合福祉センター（毎月第2・3・4火曜日）

◆うきは市民センター（毎月第1・2・3金曜日）

※相談日が祝日と重なった場合には、相談日が変わりますので、人権・同和対策室（Tel.75-4984）までお問い合わせください。

●人権擁護委員に関する問合せ先

福岡法務局久留米支局内 久留米人権擁護委員協議会 Tel.0942-39-2121

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されました

同和問題は、従来の差別発言や差別落書きに加え、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別につながる事象が発生しています。また、部落差別は許されないものであるとした「部落差別解消推進法」が平成28年12月に施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。これを受け、県では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、平成7年に制定した「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた規定を新たに加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を平成31年3月1日に施行しました。

改正の概要

- ①名称を改め、部落差別の解消の推進に関し基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等の規定を設けた。
- ②結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止について、引き続き規定。
- ③同和地区での居住に関する調査や調査依頼等を禁じる点は同じだが、知事が調査中止などを勧告できる対象事業者を県外事業者も含めるようにし、調査を依頼した事業者にも勧告ができるように改正。

条文全文は、県ホームページをご覧ください。

うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例が施行されました

平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権に関する三法が施行され、うきは市でも部落差別をはじめとする、あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、平成17年に制定した「うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を一部改正し、「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を平成31年3月20日に施行しました。

改正の概要

- ①名称を改正しました。
- ②「目的」に「部落差別解消推進法」等を追加しました。
- ③条文に「相談体制の充実」を新たに追加しました。
- ④「啓発活動の充実」としていた文言を「人権教育及び人権啓発」として、「人権教育」の重要性を明確に打ち出しました。

条文全文は、市ホームページをご覧ください。

●問合せ

人権・同和対策室 Tel.75-4984

